

	健康保険証
対象	1億2千万人 すべての被保険者
交付方法	申請なしで保険者が発行交付
有効期限	保険者ごとに異なる 社保:有効期限なし 国保:1年 後期高齢1年or2年
資格情報の記載	あり
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・12月2日から新規発行停止 ・12月1日までに発行された保険証は、有効期限満了まで使用できる。最長1年 ・転居、転職等で異動が生じたらその時点で失効



	マイナ保険証	資格確認書
対象	7500万人 マイナカード申請・登録した人 ※取得は任意	4500万人推計 マイナ保険証を持たない人
交付方法	役所で申請が必要	法令上は申請が必要 ※当分の間、申請なしで交付
有効期限	電子証明書:5年 マイナカード:10年 ※役所で更新手続きが必要。更新忘れによる「無保険状態」が生じる恐れ	最長5年で保険者ごとに設定・更新あり
資格情報の記載	なし	あり
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・10月末頃から登録解除開始 ・資格情報を記載した「資格情報のお知らせ(紙)」を発行 ・オン資の体制が整っていない医療機関に受診する際などに併せて提示する。単独では受診できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当分の間 プッシュ型で交付される。 ・ただし、マイナ保険証を持っていない人のみ

健康保険証

法令上も被保険者全員に発行交付されることが明記されている

資格確認書

- ・12月2日以降はマイナ保険証を基本とする仕組みへ移行
- ・資格確認書は、マイナ保険証を持っていない方が交付対象
- ・原則として被保険者が保険者に申請することが必要
- ・ただし、「当分の間」申請不要でプッシュ型で交付される。将来は未定

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ 2023年8月8日

- ・マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない 状況にある方については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された資格確認書により被保険者資格を確認することとする(改正健康保険法第51条の3において創設)。
- ・資格確認書は、原則、本人の申請に基づき保険者が速やかに交付する。ただし、当分の間、マイナ保険証を保有していない者その他保険者が必要と認めた者については、本人の申請によらず保険者が交付する運用とする。
- ・資格確認書の有効期間は、5年以内で、各保険者が設定することとする。